

議員提出議案第2号

加西市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

別紙、「加西市議会会議規則の一部を改正する規則」を議決されたく、会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年2月27日提出

加西市議会議長 森田 博美 様

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 加西市議会議員 | 森元 清蔵 |
| 賛成者 | 〃 | 植田 通孝 |
| 〃 | 〃 | 井上 芳弘 |
| 〃 | 〃 | 土本 昌幸 |
| 〃 | 〃 | 別府 直 |
| 〃 | 〃 | 黒田 秀一 |
| 〃 | 〃 | 織部 徹 |
| 〃 | 〃 | 三宅 利弘 |

加西市議会会議規則の一部を改正する規則

加西市議会会議規則（昭和 50 年加西市議会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条に次の 1 項を加える。

- 2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

第 17 条中「法第 115 条の 2」を「法第 115 条の 3」に改める。

第 19 条に次の 1 項を加える。

- 3 委員会が提出した議案につき第 1 項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第 37 条第 1 項中「第 97 条」を「第 104 条」に改め、同条第 2 項中「提出者」を「前 2 項における提出者」に、「又は」を「及び第 1 項における」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

第 123 条を第 130 条とする。

第 122 条中「法第 100 条第 12 項」を「法第 100 条第 13 項」に改め、第 7 章中同条を第 129 条とする。

第 6 章中第 121 条を第 128 条とし、第 118 条から第 120 条までを 7 条ずつ繰り下げる。

第 117 条中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同条を第 124 条とする。

第 116 条を第 123 条とする。

第 5 章中第 115 条を第 122 条とし、第 107 条から第 114 条までを 7 条ずつ繰り下げる。

第 4 章中第 106 条を第 113 条とする。

第 105 条中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同条を第 112 条とする。

第 104 条を第 111 条とし、第 103 条を第 110 条とし、第 102 条を第 109 条とする。

第 3 章中第 101 条を第 108 条とし、第 95 条から第 100 条までを 7 条ずつ繰り下げる。

第2章中第94条を第101条とし、第91条から第93条までを7条ずつ繰り下げる。
第90条第2項中「法第109条の2第3項」を「法第109条第3項」に改め、同条を第97条とする。

第89条を第96条とし、第82条から第88条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章第9節中第81条を第88条とし、第77条から第80条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章中第9節を第10節とし、第8節の次に次の1節を加える。

第9節 公聴会、参考人

(公聴会開催の手續)

第77条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第78条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第79条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第80条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第81条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第82条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができる。

ない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第 83 条 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第 80 条（公述人の発言）、第 81 条（議員と公述人の質疑）及び第 82 条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 90 条第 2 項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。